

産業関連統計の体系的整備について
総務省政策統括官(統計基準担当)からの提出資料
(第1WG会合のヒアリング事項に対する回答)

基本計画部会第1ワーキンググループ第1回会合で
統計委員会委員から提出された事項に対する回答

提出日	
府省及び部局名	総務省政策統括官室
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書面回答
具体の事項	<p>1 (1) 政府における「産業関連統計の体系的整備に関する考え方」について</p> <p>1 (2) 上記考え方で示された今後の対応に関して、現在の進捗状況と今後の見通しについて</p>
回答	別添の「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議における検討状況について」(回答編及び説明資料編)を参照。

産業関連統計の体系的整備等に関する
検討会議における検討状況について
(回答編)

平成 22 年 7 月 23 日
総務省 政策統括官室

第1ワーキンググループ第1回会合でヒアリングにより確認すべきとされた事項

重要検討項目	ヒアリングにより確認すべきとされた事項	資料等	
		回答編	説明資料編
1. 国民経済計算、 経済構造統計の 重要性	<p>(1) 各府省統計主幹部局長当会議申合せに基づき設置された「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」で了解された、政府における「産業関連統計の体系的整備」に関する考え方を提出いただくとともに、その内容等についてご説明いただきたい。</p>	1 ページ	1 ~ 4、5
	<p>(2) 上記の「産業関連統計の体系的整備」に関する考え方で示された今後の対応（特に、以下の2点）について、現在の進捗状況と今後の見通し等をご説明いただきたい。</p> <p>当面、個別検討事項については、ワーキンググループ等において二次統計側から提示された要望事項を含めて検討。</p> <p>検討の進捗を踏まえ、6月中旬を目途に当面の体系的整備の必要性及び目的を決定。</p>	2 ~ 3 ページ	5、6

現 状

今後検討予定。

課 題

- 1 体系的整備の必要性、目的に関する認識の整理
今後検討予定

- 2 具体的な検討事項の明確化
 - ア 体系的に欠けている統計の整備・・・網羅性確保のため、具体的ニーズと実現可能性を踏まえて検討する必要。
 - ・サービス産業動向調査の基幹統計化も踏まえたサービス統計の体系的整備
 - ・国民経済計算の推計の見直しに資するための一次統計の整備（内閣府等で検討予定）
 - ・経済センサス-活動調査を通じた、生産額、投入額及び産出額の推計精度の向上方策の検討（他の検討会議等で検討される予定）

 - イ 類似統計（調査）の関係整理・・・報告者負担の軽減、効率性の確保のために検討する必要。
例示なし

 - ウ 統計の比較可能性の向上等・・・統計の有用性の向上のために検討する必要
 - ・経済産業省企業活動基本調査と関係調査との連携強化、生産動態統関係統計の調整等（他の検討会議等で検討される予定）
 - ・基準年の変化に伴う指数の改定方法等について

対 応

今後産業関連統計の体系的整備検討ワーキングにおける検討の進め方については、次の考え方に基づき進めることとする。

- 1 当面、個別検討事項については、ワーキンググループ等において具体的に提示された二次統計側の要望事項を含めて検討することとする。この場合、要請府省と被要請府省において緊密に連携を図り検討を進めることとし、必要に応じ関係府省は協力を行うこととする。
 -) 具体的検討に当たっては、一次統計側と二次統計側で対立的な検討に偏ったり、一次統計側の省が検討課題から距離を置くような事態を招かぬよう、原則として、全府省が協力しつつ検討を進めることに留意する。
- 2 検討事項の分担等については、検討事項を確定した後に、決定することとする。
- 3 その上で、当該検討の進捗を踏まえ、考え方の 1 における必要性、目的に関する検討を進め、6月中旬を目途に当面の必要性、目的を決定することとする。
- 4 各検討事項に関する情報把握（フォローアップ）

基本計画中の検討事項のうち産業関連統計の体系的整備と関連する事項であって、他の検討会議等で検討される事項については、検討状況について報告を受けるなど随時フォローアップを行い、体系的整備の検討に適宜反映させることとする。

産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議における体系的整備の必要性及び目的について

平成 22 年 6 月 24 日
産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議決定

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 21 年 3 月 13 日閣議決定)(以下「基本計画」という。)において、「平成 28 年に予定されている経済センサス-活動調査の実施までに、関係府省は、経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備に取り組む。その際、各種一次統計と国民経済計算の整合性に十分留意する」とされている。

産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議(以下「本検討会議」という。)は、「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議の設置について」(平成 21 年 6 月 25 日本検討会議決定)に基づき、基本計画に係る諸課題について検討し、具体的結論を得るための検討を行うこととされた。

本検討会議は、まず、真に意味のある産業関連統計の体系的整備に向け、統計の網羅性の確保、比較可能性の向上等の観点から、各府省のニーズ等を踏まえ、次の 6 事項を検討課題とするとともに、基本計画中の検討事項のうち、産業関連統計の体系的整備と関連する事項であって、「『公的統計の整備に関する基本的な計画』の推進について」(平成 21 年 4 月 23 日各府省統計主管部局長等会議申合せ)(以下「推進体制」という。)において検討される事項について、それらの検討状況の報告を受けるなどにより随時フォローアップを行い、体系的整備の最終形に向けた検討に適宜反映させることとした。

サービス産業動向調査の基幹統計化も踏まえたサービス統計の体系的整備

国民経済計算の推計の見直しに資するための一次統計の整備

経済センサス-活動調査を通じた、生産額、投入額及び産出額の推計精度の向上方策の検討

経済産業省企業活動基本調査と関係調査との連携強化等

生産動態関係統計の調整等

基準年の変化に伴う指数の改定方法等について

続いて、本検討会議は、上記の検討課題 6 事項のうち、推進体制における検討主体が決まっているもの及び推進体制における検討主体は決まっているものの、各府省が産業関連統計の体系的整備の観点から本検討会議においても検討することが適当であり、かつ、全政府的に早急な対応が必要であるとしている 3 事項(、 及び)を本検討会議の当面の検討課題と位置づけ、これらの必要性及び目的を次のとおり整理する。

1 必要性

(1) サービス統計の体系的整備

現在、GDP の約 7 割を占めるなど、その重要性が高まっているサービス産業については、新たな統計調査として平成 20 年 7 月からサービス産業動向調査を開始し、今後、同調査の基幹統計化を目指して整備が進められているところであるが、サービス産業の構造を事業所単位に年次で横断的にとらえる統計は不十分のままとなっている。

また、月次、年次及び周期調査に対しては、政策実施部局から政策ニーズに対応した調査事項を産業横断的に把握する必要があるとの要請があるほか、一次統計調査を使用して加工統計を作成する部局からも各種指数算定のための基礎的な調査事項(売上高、主な営業費用等)の把握の必要性が指摘されている。

このため、喫緊の政策ニーズに適切に対応するとともに、加工統計の精度向上にも寄与する観点から、動態統計調査の精度向上及びサービス産業の構造を横断的にとらえる統計の整備が必要となっている。

(2) 企業活動に関する統計の体系的整備

企業を対象とし、その活動について把握している調査としては、経済産業省企業活動基本調査を始めとして、いくつかの調査が実施されているが、調査対象や調査項目が一部重複している一方、調査事項については全業種横断的にとらえられるものとはなっていない。

企業を全業種横断的にとらえる調査としては、周期調査として経済センサス-活動調査の整備が進められているとともに、年次調査として経済産業省企業活動基本調査と連携し、情報通信業基本調査を経済産業省と総務省との共管調査として整備することも進められているところであるが、その他の企業を対象とする調査との連携及び役割分担等の体系的整備が不十分となっている。

このため、経済産業省企業活動基本調査を中核として、企業活動に係る包括的な統計の構築に向けて、企業統計の体系化を図ることが必要となっている。

(3) 国民経済計算の推計の見直しに資するための一次統計

国民経済計算の年次推計に際しては、従来、工業統計の出荷額、在庫(製品、半製品、原材料)、原材料使用額等を用いていたが、経済センサス-活動調査の実施に伴い、工業統計に代わる統計を利用した推計の見直しを行っている。

しかし、現段階では、代替統計では、一部の項目が代替できないなど不十分な状況にあり、早急な対応が必要となっている。

2 目的

- (1) サービス統計における月次統計調査であるサービス産業動向調査の基幹統計化を推進するとともに、動態統計調査の精度向上及び構造統計調査の整備等を図る。
- (2) 総務省と経済産業省で共管調査として実施している情報通信業基本調査の経験、成果等を踏まえつつ、他の企業を対象とする調査と経済産業省企業活動基本調査との関係整理を図り、全業種横断的な企業活動に関する統計の整備に向け、一定の方向性を得る。
- (3) 産業関連統計の軸となる経済センサス-活動調査の実施までの間に、国民経済計算の推計に資するため、代替統計による推計方法の見直しに加え、その評価を踏まえ、代替統計について所要の整備を図る。

産業関連統計の体系的整備等に関する
検討会議における検討状況について
(説明資料編)

平成22年7月23日
総務省 政策統括官室

公的統計の整備に関する基本的な計画（抄）

（平成21年3月13日閣議決定）

別表 今後5年間に講ずべき具体的施策

「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(3) 国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性	平成28年に予定されている経済センサス活動調査の実施までに、関係府省は、経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備に取り組む。その際、各種一次統計と国民経済計算の整合性に十分留意するとともに、特に内閣府は体系に適合した国民経済計算の年次推計方法を確立する。	関係府省	平成21年度から検討する。

検討の背景事情

基本計画部会等における議論

課題は重要であり、その間口は広く、奥行きは深いが、基本計画策定に当たった基本計画部会第二ワーキンググループ等において具体的な議論はなされておらず、課題は漠然としている。

政府部内における認識の形成

以下に例示される必要性及び方向性、範囲など、具体的な内容に関する政府部内における認識は未整理。

（具体例）

「産業関連統計の体系的整備」を行う必要性・目的は何か。
 あるべき「産業関連統計の体系的整備」のイメージ（方向性等）はどうするか。
 「産業関連統計」の範囲はどこまでとするか。等

軸となる経済構造統計を作成するための調査に関する特殊事情の存在

平成23年度に実施する経済センサス活動調査については、国民経済計算の精度維持を図るとの要請から、関係府省間で当初に合意した計画を変更せざるを得なかったため、実施時期が23年7月から24年2月にずれ込まざるを得ないという事情。

推進体制上の役割分担

基本計画の主な検討事項について、「『公的統計の整備に関する基本的な計画』の推進について」（平成21年4月23日各府省統計主管部局長等会議申合せ）において、推進体制を決定。

産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議の対処方針

各府省の協力を得て、真に意味のある「産業関連統計の体系的整備」の推進を目指す。
当面は、「産業関連統計の体系的整備」に関する認識を整理する。

検討会議における検討プロセス

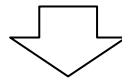
具体的な必要性の明確化や検討対象範囲の共通化を図り、課題に関するアプローチの仕方、ミッションの特定化等から検討を始めることが必要。

アプローチ法

(想定される方法)

あるべき姿について検討を進め、その形に向けて必要事項を整理する方法
個別具体的、かつ、緊急性の高い課題を特定し、その整備から着手する方法

上記アプローチのうち を採択



[第一段階]

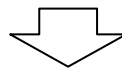
政府における緊急性、重要性の高い課題の洗い出し

[第二段階]

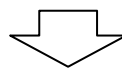
その他の課題についての情報収集を行いつつ、経済センサスの整備等を待って、産業関連統計の体系的整備についての最終形を検討

ミッションの洗い出し・特定化

各府省のニーズ等を踏まえた検討課題の洗い出し

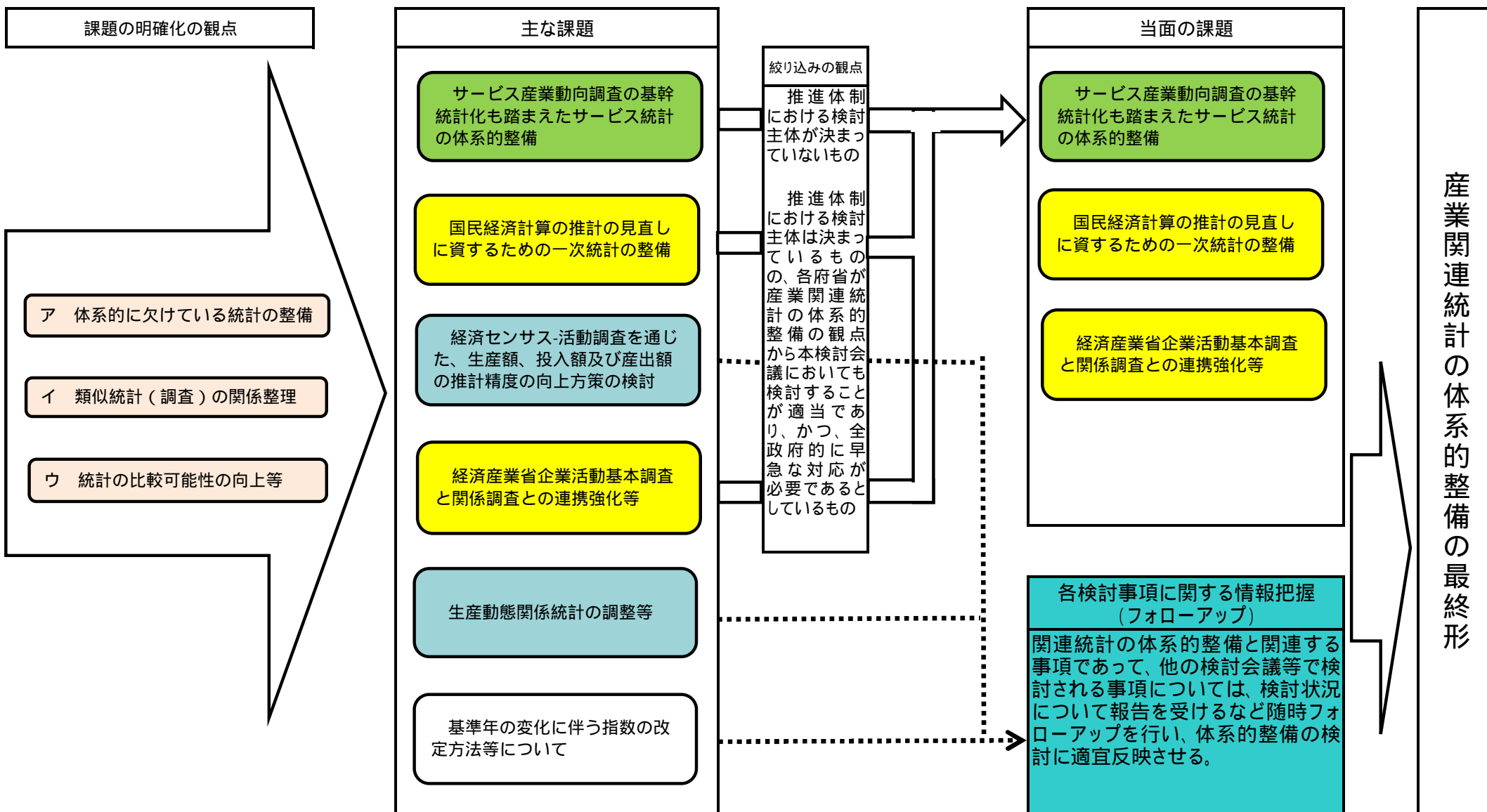


産業関連統計の体系的整備に関する検討会議の当面の検討課題の特定



産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議における体系的整備の必要性及び目的の決定

産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議における当面の課題



「公的統計基本計画」の政府における推進体制（イメージ案）

公的統計基本計画推進会議

各府省の部局長級で構成

進捗状況の情報共有、全体調整を図りつつ基本計画に掲げられた事項を推進

具体的施策の検討・実施

全府省横断的事項に関する取組

【「各府省統計主管部局長等会議」の下で検討】

統計データの有効活用に関する検討会議

統計基盤の整備に関する検討会議

事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議

国際統計に関する関係府省等連絡会議

二次利用促進調査票情報の保管管理、データアーカイブの整備検討
統計調査員制度、民間委託・品質評価GL、広報活動、非協力者対応、統計リソース等の検討
行政記録情報、母集団データベース（ビジネスレジスター）の整備等
戦略的な国際対応力の向上支援

複数府省連携事項に関する取組

生産動態統計、企業活動基本統計、廃棄物・副産物統計等
省が合同で検討の場を設置

産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議

産業連関部局長会議

経済センサス活動調査推進関係府省会議

複数府省が一体となって検討する事項
経済センサスを軸とした産業関連統計の体系的整備、国民経済計算とその基礎となる一次統計の連携強化等
産業連関表の作成方法の検討、及び国民経済計算との連携強化等
経済構造統計により達成すべき目標等の検討

個別府省対応事項への取組

統計基準の定設

サービスの計測に関する検討会

国民経済計算、所管統計調査の改善・見直し等に関する検討等

統計分類専門会議

経済指標専門会議

各府省が責任を持って検討・実施する事項

サービス分野の生産性並びに生産量及び価格の計測に関する調査研究

商品分類等の研究・検討

季節調整法の適用、指数の基準時等の検討

適宜、専門会議・WGを設置し、有識者・地方公共団体等の知見を活用。※印は既存会議を活用。

□は総務省政策統括官（統計基準）が事務局。ただし、「事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議」は、総務省統計局と共同で運営することを想定。

産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議、同 WG 及びサービス統計の体系的整備に関する分科会における検討実績

	開催日	検討会	WG	分科会	主な検討事項及び検討成果	備考
平成 21 年度	平成 21 年 6 月 25 日	第 1 回			「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議の設置について」(決定) 「産業関連統計の体系的整備等に係る諸課題に関する検討の進め方について」(了解)	別添 1
	平成 22 年 1 月 28 日	第 2 回			「『産業関連統計の体系的整備』に関する事務局の考え方」について、理解を得た。	
	平成 22 年 2 月 24 日		第 1 回		「WGの設置について」(決定)、「WGの議論の進め方について」(了解)	別添 2
	平成 22 年 3 月 16 日		第 2 回		「産業関連統計の体系的整備等に関する必要性、目的に係る各府省の意見」の提示 「WGにおける検討方法等に関する考え方」における課題認識に関して、大筋了解。	
	平成 22 年 3 月 26 日	第 3 回			「『産業関連統計の体系的整備』に関する考え方」(了解)。	回答編 1 ページ
平成 22 年度	平成 22 年 4 月 27 日		第 3 回		「サービス統計の体系的整備に関する分科会の設置について」(決定)。	別添 3
	平成 22 年 5 月 20 日			第 1 回	「サービス統計の体系的整備に関する検討課題及び検討の進め方」の提示。	
	平成 22 年 5 月 25 日		第 4 回		「サービス分野に係る統計調査の現状、課題及びニーズ調べ」の実施を決定。	
	平成 22 年 6 月 3 日	第 4 回			「サービス分野に係る統計調査の現状、課題及びニーズ調べ」の一覧の提示。 「産業関連統計の体系的整備の必要性及び目的について」(骨子案)の提示。	
	平成 22 年 6 月 10 日		第 5 回		「経済産業省企業活動基本調査と関係調査との連携強化の必要性及び目的について」(案)の提示。	
	平成 22 年 6 月 17 日		第 6 回		「産業関連統計の体系的整備の必要性及び目的について」(案)の提示 「経済産業省企業活動基本調査と関係調査との連携強化に関する役割分担」について提示。	
	平成 22 年 6 月 24 日	第 5 回			「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議における体系的整備の必要性及び目的について」(決定)。	回答編 2 ~ 3 ページ

産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議の設置について

平成 21 年 6 月 25 日

産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議決定

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 21 年 3 月 13 日閣議決定)において、「平成 28 年に予定されている経済センサス 活動調査の実施までに、関係府省は、経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備に取り組む」とされていることから、これに係る諸課題について検討し、具体的結論を得ることを目的として、下記により、産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

記

- 1 検討会議の構成は、別紙のとおりとする。ただし、検討会議において、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
- 2 検討会議には、必要に応じ、ワーキンググループを設けることができる。ワーキンググループは、検討会議を構成する関係府省等の担当課長補佐等をもって構成する。
- 3 検討会議及びワーキンググループにおいて、必要と認めるときは、構成員以外の学識経験者等から意見を聴くことができる。
- 4 検討会議等の庶務は、総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官が行う。

(別紙)

産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議構成員

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長

総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長

総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課平成 23 年経済センサス準備室長

総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官(統計基準・産業関連表・調査技術担当)

総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官(経済統計担当)

総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官付国際統計企画官

財務省大臣官房総合政策課長

文部科学省生涯学習政策局調査企画課長

厚生労働省大臣官房統計情報部企画課統計企画調整室長

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長

経済産業省経済産業政策局調査統計部統計企画室長

経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室長

国土交通省総合政策局情報政策本部情報安全・調査課長

日本銀行調査統計局統計整備担当企画役

ワーキンググループの設置について

平成 22 年 2 月 19 日

産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議決定

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 21 年 3 月 13 日閣議決定)に掲げられた事項のうち、産業関連統計の体系的整備に関する事項について検討するため、『「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進について』(平成 21 年 4 月 23 日各府省統計主管部局長等会議申合せ)に基づき、「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」(以下「検討会議」という。)を設置し、また、同検討会議の設置要領(平成 21 年 6 月 25 日産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議決定)により、必要に応じ、検討会議の下に、ワーキンググループを設けて具体的検討を行うこととされたところである。

これを踏まえ、以下のとおり、ワーキンググループを設置する。

(ワーキンググループの設置)

本検討会議における検討事項等について整理の上、各検討事項に係る具体的検討を進めるため、本検討会議の下に、「産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」を設置する。

(構成員)

ワーキンググループの構成員については、別紙のとおりとする。

また、ワーキンググループでの検討の過程において、必要が生じた場合、適宜、審議協力者として学識経験者等の臨時参加を求め、意見を聴くものとする。

(別紙)

産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ構成員

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課課長補佐

総務省統計局統計調査部経済統計課統計専門官(企画担当)

総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課課長補佐(総括担当)

総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官(経済統計担当)付国際統計企画官

総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官(経済統計担当)付副統計審査官

総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官(経済統計担当)付統計利用専門官

総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官(統計基準・産業連関表・調査技術担当)付副統計審査官

財務省大臣官房総合政策課調査統計官

文部科学省生涯学習政策局調査企画課課長補佐

厚生労働省大臣官房統計情報部雇用統計課課長補佐

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐(構造企画班担当)

経済産業省経済産業政策局調査統計部統計企画室参事官補佐(企画担当)

経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室参事官補佐(企画調整担当)

経済産業省経済産業政策局調査統計部経済センサス企画室参事官補佐(企画調整担当)

国土交通省総合政策局情報政策本部情報安全・調査課課長補佐

国土交通省総合政策局情報政策本部情報安全・調査課建設統計室課長補佐

日本銀行調査統計局統計整備担当企画役補佐

サービス統計の体系的整備に関する分科会の設置について

平成 22 年 4 月 27 日

産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ決定

「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」(以下「検討会議」という。)設置要領(平成 21 年 6 月 25 日産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議決定)により、必要に応じ、検討会議の下に、ワーキンググループを設けて具体的検討を行うこととされ、また、「産業関連統計の体系的整備に関するワーキンググループの議論の進め方」(平成 22 年 2 月 24 日、産業関連統計の体系的整備に関するワーキンググループ)により、ワーキンググループの検討事項の内容及び関係する府省の多寡に照らし、必要に応じ、分科会方式によることとされたところである。

これを踏まえ、以下のとおり、サービス統計の体系的整備に関する分科会(以下「分科会」という。)を設置する。

(分科会の設置)

サービス産業動向調査の基幹統計化を踏まえたサービス統計の体系的整備に関する具体的検討を一層進めるため、本ワーキンググループの下に、分科会を設置する。

(構成員)

分科会の構成員については、別紙のとおりとするが、構成員以外についても、必要に応じ参加することを妨げない。

また、分科会での検討の過程において、必要が生じた場合、適宜、審議協力者として学識経験者等の臨時参加を求め、意見を聴くものとする。

(別紙)

サービス統計の体系的整備に関する分科会構成員

構成員

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課課長補佐

総務省統計局統計調査部経済統計課統計専門官(企画担当)

総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課課長補佐(総括担当)

総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官(経済統計担当)付国際統計企画官

総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官(経済統計担当)付副統計審査官

総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官(経済統計担当)付統計利用専門官

総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官(経済統計担当)付統計整備専門官

総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官(統計基準・産業連関表・調査技術担当)付副統計審査官

経済産業省経済産業政策局調査統計部統計企画室参事官補佐(企画担当)

経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室参事官補佐(企画調整担当)

経済産業省経済産業政策局調査統計部経済センサス企画室参事官補佐(企画調整担当)

経済産業省経済産業政策局調査統計部サービス統計室参事官補佐(企画調整担当)

国土交通省総合政策局情報政策本部情報安全・調査課課長補佐

国土交通省総合政策局情報政策本部情報安全・調査課建設統計室課長補佐

オブザーバー

厚生労働省大臣官房統計情報部企画課統計企画調整室室長補佐

日本銀行調査統計局統計整備担当企画役補佐

産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議における体系的整備の必要性及び目的について（ポイント）

課題	必要性	目的
サービス統計の体系的整備	<p>〔・サービス産業の構造を事業所単位に年次で横断的にとらえる統計は不十分のまま ・政策実施部局から政策ニーズに対応した調査事項を産業横断的に把握する必要があるとの要請 ・各種指数算定のための基礎的な調査事項(売上高、主な営業費用等)の把握の必要性〕</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>〔 動態統計調査の精度向上及びサービス産業の構造を横断的にとらえる統計の整備が必要。〕</p>	サービス産業動向調査の基幹統計化を推進するとともに、動態統計調査の精度向上及び構造統計調査の整備等を図る。
企業活動に関する統計の体系的整備	<p>〔・調査対象や調査項目が一部重複している一方、調査事項については全業種横断的にとらえられるものとはなっていない ・その他の企業を対象とする調査との連携及び役割分担等の体系的整備が不十分〕</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>〔 企業活動に係る包括的な統計の構築に向けて、企業統計の体系化を図ることが必要。〕</p>	共管調査として実施している情報通信業基本調査の経験、成果等を踏まえつつ、全業種横断的な企業活動に関する統計の整備に向け、一定の方向性を得る。
国民経済計算の推計の見直しに資するための一次統計の整備	<p>〔・経済センサス-活動調査の実施に伴い、工業統計に代わる統計を利用した推計の見直し ・代替統計では、一部の項目が代替できないなど不十分な状況〕</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>〔 代替統計の一部の項目が代替できないなど不十分な状況にあり、対応が必要。〕</p>	代替統計による推計方法の見直しに加え、その評価を踏まえ、代替統計について所要の整備を図る。